

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月19日
【会社名】	株式会社アドテックエンジニアリング
【英訳名】	ADTEC Engineering Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 向井 敏雄
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目5番1号
【電話番号】	03(3433)4600
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷川 邦雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目5番1号
【電話番号】	03(3433)4600
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷川 邦雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 445,560,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	長岡工場 (新潟県長岡市三島新保397番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,580,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成22年5月19日開催の取締役会によっております。
 2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,580,000株	445,560,000	222,780,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,580,000株	445,560,000	222,780,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
282	141	100株	平成22年6月4日(金)から平成22年6月25日(金)まで	該当事項はありません。	平成22年6月28日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込み、払込期日に下記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとしたします。
 4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アドテックエンジニアリング本社 経理部	東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支社	東京都港区新橋二丁目12番11号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
445,560,000	7,000,000	438,560,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行に係る諸経費7,000,000円(弁護士費用4,000,000円、登記費用1,000,000円、株式発行費用2,000,000円)

(2)【手取金の使途】

項目	金額(千円)
中国工場整備工事費	90,000
機械設備資金	174,800
製造開始運転資金	75,000
工場使用賃借料	16,800
電気・水道・光熱費	12,000
派遣者滞在費	18,000
旅費交通費	10,000
市場調査費	30,000
その他	11,960
計	438,560

支出予定時期につきましては、平成22年7月～平成23年3月頃を予定しております。

その他の調達資金についても、主に、ウシオ電機との業務提携の内容を推進するための生産・販売インフラの整備や研究開発等の為に支出致しますが、具体的内容及び支出予定時期については、今後、両社が参画する「業務提携推進委員会」を設置し、両社間で協議を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ウシオ電機株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第46期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） 平成21年6月26日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第47期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） 平成21年8月6日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第47期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日） 平成21年11月12日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第47期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） 平成22年2月10日関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式303,900株（総議決権数に対する所有議決権数の割合：4.80%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は、自動露光装置製造用の紫外線ランプを割当予定先より仕入れております（第26期：201,599,000円）。

c 割当予定先の選定理由

（資本・業務提携の背景と目的）

当社は、昭和58年の創立以来、超精密加工技術をコア技術にして、電気、ソフトウェア、画像処理、光学等の多様な要素技術を融合した複合技術を生かし、PCB（プリント配線板）、半導体用パッケージ、PDP（プラズマディスプレイパネル）及びLCD（液晶ディスプレイ）に代表されるFPD（フラットパネルディスプレイ）等の製造工程で必要とされる露光装置・検査装置等を製造し、製品企画、開発・設計、製造、販売及びメンテナンスまでの一貫生産体制を基本方針とし、プリント配線板メーカー等の製造プロセスの問題解決を提案するソリューション型企業を目指して事業を営んでまいりました。

なかでも、平成3年に製造開始いたしましたプリント配線板用自動露光装置は、基板の搬送、プリント配線板とマスクとの位置合わせ、露光及び搬出までを全自動で行う装置で、プリント配線板のパターン形成用及びフォトリソレジスト用として、市場シェアが平成20年には28.6%を占める製品に成長いたしました。

当社を取り巻く事業環境は、中国と韓国市場を中心に回復しつつありますが、リーマン・ショック以降の世界的な金融危機の影響を受け、厳しい状況が続いております。また、自動露光装置市場は、世界的なプリント配線板の需要増加に伴い、年々拡大傾向にあります。各メーカーが、激しい開発競争・価格競争を繰り広げており、景気動向の悪化、原材料コストの上昇等を含め、楽観できる事業環境ではありません。

かかる状況の下、投影式自動露光装置を主力とするウシオ電機とコンタクト式自動露光装置に強みを持つ当社は、両社独自の技術・営業基盤を相互に生かすことにより、技術・生産・販売等の分野で、自動露光装置市場でさらなる高いポジションを確立できるとの認識で合意にいたり、両社間で業務提携を行うことになりました。具体的には、当社露光装置の中国生産、両社がそれぞれ有する事業基盤の相互活用による製品の販売拡大、資材共同調達によるコストダウン、両社の技術協力による新製品開発等を図ることを業務提携の目的としております。

さらに、当社は、当社の置かれている現状と今後の事業展開を踏まえ、当社の企業価値が最大限向上できる提携先を模索してまいりました。そうした中で、ウシオ電機は中長期的な視点に立脚した企業支援を行う理念を持った企業グループである点や当社の経営方針や今後の事業戦略に前向きな理解・姿勢を示していただきました点を踏まえ、ウシオ電機

は、当社にとって最善のビジネスパートナーになり得るものと考え、ウシオ電機を割当先に選定いたしました。

ウシオ電機は、本件第三者割当後、当社の筆頭株主となりますが、現時点では、役員の受入予定は未定であります。取締役会の人員構成の過半数を超えることはないことを確認しており、企業経営の独立性は確保できると考えております。

また、本件第三者割当後の株式保有割合は、25%未満であり、株主総会の議決権に与える影響は限られているため企業経営の独立性は確保できると考えております。

さらに、本件第三者割当後、当社はウシオ電機の持分法適用会社になりますが、本資本業務提携の目的は、両社のシナジー効果の最大化であることが両社間で確認されており、当社の独立性を損なうものではなくその観点からも本件第三者割当の割当先としてウシオ電機は適切であると判断しております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式1,580,000株を割り当てます。

e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、当社は、割当予定先が中長期的観点からの保有方針であるとの意向の表明を受け、その旨確認しております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の内諾を受けております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の直近の有価証券報告書(平成21年6月26日提出)、四半期報告書(平成22年2月10日提出)に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、本件第三者割当の払込みに要する資金に関して問題がないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所市場第一部に上場していること、及び割当予定先に対する直接の確認により、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)ではなく、かつ、特定団体等と何らの関係も有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件第三者割当における発行価格につきましては、本件第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日（平成22年5月18日）から遡る直近6ヶ月間の株式会社大阪証券取引所（但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所）における当社普通株式の終値の平均の額（313円）に10%のディスカウント率を乗じた金額である282円といたしました。なお、当該発行価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の株価（273円）に対して3.3%のプレミアム率、直近1ヶ月の終値の平均株価（355円）に対して20.6%のディスカウント率、直近3ヶ月の終値の平均株価（346円）に対して18.5%のディスカウント率となっております。

当初は本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値に10%のディスカウントした額を発行価格とする案もございましたが、取締役会決議日から遡る直近6ヶ月間の平均株価に10%のディスカウントした額を採用した根拠は、当社株価が直近6ヶ月にわたり上昇基調にあるため平成22年5月12日の第2四半期決算発表後の株価の大幅な下落は一時的なものと考えられるとともに、取締役会決議日の直前営業日の終値を採用すると、直近1ヶ月平均株価、直近3ヶ月平均株価、直近6ヶ月平均株価と比較すると、大幅なディスカウントになり、有利発行となるおそれがあるため、直近6ヶ月平均株価を採用いたしました。

なお、当社は平成22年5月22日の決算短信の発表において平成22年9月期の業績予想下方修正を開示いたしました。その内容は、当期純利益は484百万円の赤字であります。経常利益は83百万円の黒字となっております。当期純利益が赤字となった要因と致しましては、繰延税金資産を526百万円取り崩したことによるものであります。

また、平成22年9月期第2四半期の売上高は2,427百万円となっており、平成21年9月期第2四半期の売上高1,424百万円を大幅に上回っております。平成22年9月期第2四半期の営業利益、経常利益もそれぞれ71百万円、87百万円の赤字ですが、平成21年9月期第2四半期に比較して改善しております。平成22年9月期第2四半期純利益は繰延税金資産の取り崩しの影響により、615百万円の赤字となり、平成21年9月期第2四半期より悪化しております。

取締役会決議日の直前営業日からの直近1ヶ月平均株価又は取締役会決議日の直前営業日からの直近3ヶ月平均株価を使用せず、取締役会決議日の直前営業日からの直近6ヶ月平均株価を採用した理由は、当社の過去6ヶ月間の株価の推移を検証すると、上述に記載のとおり、第2四半期決算発表以前は上昇基調にありますが、過去にさかのぼるほど株価は低い水準で推移しており、最高値が414円、最安値が213円と株価の変動が大きい状況となっております。

3ヶ月平均株価と1ヶ月平均株価を採用すると6ヶ月平均株価に含まれる最安値が含まれず、直近1ヶ月平均株価、直近3ヶ月平均株価を採用するよりも、直近6ヶ月平均株価を採用する方が、第2四半期決算発表後の株価と乖離しないと考え、割当先と協議のうえ、より長い期間の平均株価に基づき算出した方が、より会社の価値を反映した価額であると判断した為です。

取締役会決議日の直前営業日からの直近6ヶ月平均株価に対し、10%のディスカウント率を採用したのは、本第三者割当増資の目的が、両社の業務提携による相互のシナジー効果の増大にあり、割当先が中長期保有方針であることを考慮し、両社間の協議の結果、10%のディスカウント率を採用することに致しました。

以上の取締役会が下した判断根拠については、監査役会より異論がない旨の報告を受けております。

かかる発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、有利発行には該当せず、合理的な発行条件であるものと判断しております。

なお、本第三者割当増資の発行価格は、昨今の株価動向、ウシオ電機との業務資本提携によるメリット並びに本第三者割当増資による自己資本増強効果を勘案し、リーマン・ショック以降日本の株価の変動も激しく、更に最近ではギリシャの信用低下に伴う世界の有価証券市場の混乱に関連し株価の乱高下が激しい状況下で、恣意性を排除した6ヶ月平均値から10%ディスカウントした価格を採用しており、特に有利な金額に該当しない旨の意見書を、社外監査役2名を含む監査役全員（常勤監査役田島恒宗、監査役椿勲、監査役森啓）の一致した意見として監査役会よりいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資において発行する株式の発行数は1,580,000株（議決権数15,800個）であり、本第三者割当増資前の当社普通株式の発行済株式総数6,450,000株（議決権数63,363個）に対して24.50%の割合（総議決権数に対する割合24.94%）で希釈化が生じますが、本第三者割当増資によって、当社の信用力の向上及び自動露光装置事業の更なる拡大が期待される等、当社の企業価値の更なる向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希釈化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当は、希釈化率が25%未満であること、及び支配株主の移動に伴うものではないため、大規模な第三者割当に関する事項について該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
ウシオ電機(株)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	303,900	4.80	1,883,900	23.80
(株)ミズタニ	東京都世田谷区上野毛3-5-16	1,100,000	17.36	1,100,000	13.89
水谷 軍司	東京都世田谷区	589,000	9.29	589,000	7.44
水谷 舞	東京都世田谷区	363,000	5.73	363,000	4.59
水谷 由美子	東京都世田谷区	363,000	5.73	363,000	4.59
アドテックエンジニアリング従業員持株会	東京都港区虎ノ門3丁目5-1	234,200	3.70	234,200	2.96
水谷 千代子	東京都世田谷区	228,000	3.60	228,000	2.88
赤松 剛	宮城県仙台市宮城野区	118,500	1.87	118,500	1.50
(株)北越銀行	新潟県長岡市大手通2-2-14	100,000	1.58	100,000	1.26
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	100,000	1.58	100,000	1.26
三菱UFJキャピタル(株)	東京都中央区京橋2丁目14-1	100,000	1.58	100,000	1.26
計	-	3,599,600	56.82	5,179,600	65.43

(注) 1. 平成22年3月31日時点の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスク

組込情報の有価証券報告書（第26期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成21年12月22日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年5月19日）までの間において以下の事項が追加となっております。なお、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」には将来に関する事項が含まれておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また、以下の事項のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 株式価値の希薄化について

当社は、平成22年5月19日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。当該第三者割当増資では発行済株式総数の24.50%に相当する1,580,000株を発行いたしますが、これにより1株あたりの株式価値が希薄化いたします。その結果、株式市場における需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期第2四半期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	平成22年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月14日

株式会社アドテックエンジニアリング
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドテックエンジニアリングの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第26期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドテックエンジニアリングの平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月19日

株式会社アドテックエンジニアリング

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドテックエンジニアリングの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドテックエンジニアリングの平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月12日

株式会社アドテックエンジニアリング
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドテックエンジニアリングの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第27期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドテックエンジニアリングの平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月22日

株式会社アドテックエンジニアリング

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪瀬 忠彦 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田 博信 印
--------------------	-------	----------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドテックエンジニアリングの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドテックエンジニアリングの平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドテックエンジニアリングの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アドテックエンジニアリングが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。